



三重県公報

令和4年4月1日 (金)
 第 299 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
34	三重県漁船法施行細則の一部を改正する規則	(水産資源管理課)	3
公 安 委 規 則			
2	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(公安委員会)	3
3	認知機能検査に係る講習に関する規則の一部を改正する規則	(同)	28
告 示			
166	救急病院の認定	(医療政策課)	32
167	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し	(長寿介護課)	32
168	地方自治法施行令第158条第1項の規定による賃貸料の徴収事務の委託	(子ども・福祉総務課)	32
169	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定居宅介護事業者の指定の取消し	(障がい福祉課)	32
170	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	32
171	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の変更登録	(同)	33
172	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの業務の廃止の届出	(同)	33
173	同件	(同)	33
174	特定漁港漁場整備事業計画及びその関係書類の縦覧	(水産基盤整備課)	34
175	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	34
176	建設工事に係る競争入札参加者の資格審査の申請の方法等	(建設業課)	35
177	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道事業課)	36
178	同件	(同)	37
179	同件	(同)	37
180	都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例に基づく土地の区域及び予定建築物等の用途の指定の変更	(建築開発課)	38
181	同件	(同)	39
182	同件	(同)	39
183	都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例に基づく土地の区域の指定の変更	(同)	40
184	同件	(同)	40
185	三重県物件等入札に係る競争入札参加者の資格について	(出納局)	40
186	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(斎宮歴史博物館)	41
187	地方自治法施行令第158条第1項の規定による手数料の収納事務の委託	(警察本部)	41
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	41
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	42
	同件	(同)	42
	同件	(同)	42

基本測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課) 42
同件	(同) 42
同件	(同) 42
公共測量を実施する旨の通知	(同) 43
同件	(同) 43
公共測量が終了した旨の通知	(同) 43
同件	(同) 43
同件	(同) 43
同件	(同) 44
開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課) 44
県営住宅の入居希望者の募集	(住 宅 政 策 課) 45
 特 定 調 達 公 告	
一般競争入札を行う旨	(警 察 本 部) 47

規 則

三重県漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年四月一日

三重県知事 一 貝 勝 之

三重県規則第三十四号

三重県漁船法施行細則の一部を改正する規則

三重県漁船法施行細則（昭和四十年三重県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの規定中「三重県知事 めて」を「三重県知事 宛て」に改める。

第五号様式中「三重県知事 めて」を「三重県知事 宛て」に、「氏名又は名称 ㊤」を「氏名又は名称」に改める。

第六号様式、第八号様式及び第九号様式の規定中「三重県知事 めて」を「三重県知事 宛て」に改める。

第十一号様式中「三重県知事 めて」を「三重県知事 宛て」に、「氏名又は名称 ㊤」を「氏名又は名称」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の三重県漁船法施行細則に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の三重県漁船法施行細則に基づいて提出された申請書等とみなす。

公安委規則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年四月一日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

三重県公安委員会規則第二号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和四十二年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(試験、検査及び審査の場所等)</p> <p>第二十七条 法第八十九条第一項に規定する運転免許試験（以下「試験」という。）、同条第三項に規定する検査並びに法第九十一条及び法第九十一条の二に規定する条件に係る審査は、次に掲げる場所（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の試験にあつては、公安委員会が指定する道路を含む。）において行う。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>(申請による免許の条件の付与等)</p> <p>第三十二条の二 法第九十一条の二第一項の規定により条件を付し、又はこれを変更しようとする者は、現に受けている免許に係る免許証を提</p>	<p>(試験、検査及び審査の場所等)</p> <p>第二十七条 法第八十九条第一項に規定する運転免許試験（以下「試験」という。）、同条第三項に規定する検査及び法第九十一条に規定する条件に係る審査は、次に掲げる場所（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の試験にあつては、公安委員会が指定する道路を含む。）において行う。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十二条 (略)</p>

<p>示し、かつ、運転免許条件申請書（第二十一号様式の二）を提出しなければならない。 （運転経歴証明書交付申請書の様式等）</p>	<p>（運転経歴証明書交付申請書の様式等）</p>
<p>第三十三条の二 府令第三十条の十第一項の公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書は、運転経歴証明書交付申請書（第二十一号様式の三）とする。</p>	<p>第三十三条の二 府令第三十条の十第一項の公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書は、運転経歴証明書交付申請書（第二十一号様式の二）とする。</p>
<p>2 （略） （運転経歴証明書の記載事項の変更に係る届出書の様式）</p>	<p>2 （略） （運転経歴証明書の記載事項の変更に係る届出書の様式）</p>
<p>第三十三条の三 府令第三十条の十二第二項の公安委員会規則で定める届出書は、運転経歴証明書記載事項変更届（第二十一号様式の四）とする。 （運転経歴証明書再交付申請書の様式）</p>	<p>第三十三条の三 府令第三十条の十二第二項の公安委員会規則で定める届出書は、運転経歴証明書記載事項変更届（第二十一号様式の三）とする。 （運転経歴証明書再交付申請書の様式）</p>
<p>第三十三条の四 府令第三十条の十三第一項の公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書は、運転経歴証明書再交付申請書（第二十一号様式の五）とする。</p>	<p>第三十三条の四 府令第三十条の十三第一項の公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書は、運転経歴証明書再交付申請書（第二十一号様式の四）とする。 （旅客自動車等の運転に関する教習所の指定）</p>
<p>第三十四条 削除</p>	<p>第三十四条 令第三十四条第三項第一号の規定による</p>
<p>（取消処分者講習の受講手続等）</p>	<p>る旅客自動車の運転に関する教習施設又は令第三十四条第四項第一号の規定による旅客用自動車の率（けん）引自動車運転教習施設の指定を受けようとする者は、旅客自動車等運転教習施設指定申請書（第二十二号様式）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教習所の施設、使用する自動車その他教習所の設備の概要 二 教習所指導員の経歴書 三 教習の実施計画 <p>2 前項の指定の基準は、別に定める。 （取消処分者講習の受講手続等）</p>
<p>第三十七条の二 （略）</p> <p>2 前項の指定を受けた者は、取消処分者講習受講申請書（第二十三号様式の二）に府令第十七条第一項第十号に規定する写真二枚を添付し、公安委員会に提出するものとする。 （高齢者講習の受講手続等）</p>	<p>第三十七条の二 （略）</p> <p>2 前項の指定を受けた者は、取消処分者講習受講申請書（第二十三号様式の二）に府令第十七条第一項第九号に規定する写真二枚を添付し、公安委員会に提出するものとする。 （高齢者講習の受講手続等）</p>
<p>第三十七条の十一 法第八十条の二第一項第十二号の規定による講習を受けようとする者は、講習の種類別に従い、高齢者講習受講申請書（実車指導を含む講習）（第二十五号様式の十二）若しくは高齢者講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（実車指導を含む講習）（第二十五号様式の十二の二）、高齢者講習受講申請書（実車指導を含まない講習）（第二十五号様式の十三）若しくは高齢者講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（実車指導を含まない講習）（第二十五号様式の十三の二）を提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第三十七条の十一 法第八十条の二第一項第十二号の規定による講習を受けようとする者は、講習の種類別に従い、高齢者講習受講申請書（第二十五号様式の十二）若しくは高齢者講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（第二十五号様式の十二の二）、高齢者講習受講申請書（小型特殊）（第二十五号様式の十三）若しくは高齢者講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（小型特殊）（第二十五号様式の十三の二）を提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

<p>第三十七条の十二 (略)</p> <p>(若年運転者講習の受講手続等)</p> <p>第三十七条の十三 法第九十七条の二第一項第十四号の規定による若年運転者講習を受けようとする者は、若年運転者講習受講申請書(第二十五号様式の十六)を提出するものとする。</p> <p>2 前項に規定する若年運転者講習受講申請書を提出した者に対しては、講習を行う日時及び場所を指定するものとする。</p> <p>(特定任意講習の受講手続等)</p> <p>第三十七条の十四 令第三十七条の六第二号の規定による講習を受けようとする者は、特定任意講習受講申込書(第二十五号様式の十七)及び特定任意講習受講者名簿(第二十五号様式の十八)を提出して、講習日時及び場所の指定を受けるものとする。</p> <p>2 前項の指定を受けた者は、特定任意講習受講申請書(第二十五号様式の十九)を提出するものとする。</p> <p>(認知機能検査の受検手続等)</p> <p>第三十七条の十五 法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は法第一百一条の七第一項の規定による認知機能検査を受けようとする者は、認知機能検査受検申出書(第二十五号様式の二十一)を提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(運転技能検査の受検手続等)</p> <p>第三十七条の十六 法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第三項の規定による運転技能検査を受けようとする者は、運転技能検査受検申出書(第二十五号様式の二十一)を提出するものとする。</p>	<p>第三十七条の十二 (略)</p> <p>(特定任意講習の受講手続等)</p> <p>第三十七条の十三 令第三十七条の六第二号の規定による講習を受けようとする者(チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けようとする者を除く。)は、特定任意講習受講申込書(第二十五号様式の十六)及び特定任意講習受講者名簿(第二十五号様式の十七)を提出して、講習日時及び場所の指定を受けるものとする。</p> <p>2 前項の指定を受けた者は、特定任意講習受講申請書(第二十五号様式の十八)を提出するものとする。</p> <p>(チャレンジ講習の受講手続等)</p> <p>第三十七条の十四 令第三十七条の六第二号に規定する講習を受けようとする者(チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けようとする者に限る。)は、チャレンジ講習受講申請書(第二十五号様式の十九)を提出するものとする。</p> <p>2 前項に規定するチャレンジ講習受講申請書を提出した者に対しては、講習を行う日時及び場所を指定するものとする。</p> <p>(特定任意高齢者講習(簡易)の受講手続等)</p> <p>第三十七条の十五 令第三十七条の六の二第一号に規定する講習を受けようとする者は、特定任意高齢者講習(簡易)受講申請書(第二十五号様式の二十)を提出するものとする。</p> <p>2 前項に規定する特定任意高齢者講習(簡易)受講申請書を提出した者に対しては、講習を行う日時及び場所を指定するものとする。</p> <p>(認知機能検査の受検手続等)</p> <p>第三十七条の十六 法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は法第一百一条の七第一項の規定による認知機能検査を受けようとする者は、認知機能検査受検申出書(第二十五号様式の二十一)を提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

2) 前項に規定する運転技能検査受検申出書を提出した者に対しては、検査を行う日時及び場所を指定するものとする。

別表第一（第二条関係）

区分	提出する書類	経由先
一～四	(略)	(略)
五	(略) 第十二条の四に規定する緊急自動車運転資格審査申請書及び緊急自動車運転資格記載申請書	(略)
六・七	(略)	(略)
八	府令第十六条の六第二項に規定する運転免許条件申請書 第三十二条に規定する限定解除(条件変更)審査申請書 第三十二条の二に規定する運転免許条件申請書	(略)
九	(略) 第三十七条の十一に規定する高齢者講習受講申請書(実車指導を含む講習)、高齢者講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(実車指導を含む講習)、高齢者講習受講申請書(実車指導を含まない講習)及び高齢者講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(実車指導を含まない講習) 第三十七条の十二に規定する若年運転者講習受講申出書 第三十七条の十五に規定する認知機能検査受検申出書 第三十七条の十六に規定する運転技能検査受検申出書	(略)
十	(略)	(略)

別表第三（第十三条の二関係）

区分	路線名	区間
一～二六	(略)	(略)
二七	一般国道三〇六号	三重県津市河芸町中瀬字西山一四六番一地先から三重県鈴鹿市東庄内町字池代四〇二八番四

別表第一（第二条関係）

区分	提出する書類	経由先
一～四	(略)	(略)
五	(略) 第十二条の四に規定する緊急自動車運転資格審査申請書及び緊急自動車運転資格記載申請書 第三十四条に規定する旅客自動車等運転教習施設指定申請書	(略)
六・七	(略)	(略)
八	第三十二条に規定する限定解除(条件変更)審査申請書	(略)
九	(略) 第三十七条の十一に規定する高齢者講習受講申請書、高齢者講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書、高齢者講習受講申請書(小型特殊)及び高齢者講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(小型特殊) 第三十七条の十四に規定するチャレンジ講習受講申請書 第三十七条の十五に規定する特定任意高齢者講習(簡易)受講申請書 第三十七条の十六に規定する認知機能検査受検申出書	(略)
十	(略)	(略)

別表第三（第十三条の二関係）

区分	路線名	区間
一～二六	(略)	(略)
二七	一般国道三〇六号	三重県亀山市菅内町字折越一六三〇番地先から三重県鈴鹿市東庄内町字池代四〇二八番四地先まで

二二〇	市道野村	三重県亀山市布気町字横沢四
二二〇	布気線	二三番五地先から三重県亀山市 布気町字道野六〇六番二地先ま で
二二二	市道野尻	三重県亀山市布気町字古部野
二二二	線	三八三番地先から三重県亀山市 布気町字古部野三八三番地先ま で
二二三	市道道野	三重県亀山市布気町字大岨九
二二三	側道一号	五一番二地内から三重県亀山市 布気町字大岨九六七番八地先ま で
二二三	市道道野	三重県亀山市布気町字大岨九
二二三	側道二号	六七番七地先から三重県亀山市 布気町字大岨九六七番三地内ま で
二三四	(略)	(略)
二三四	市道暮明	三重県いなべ市員弁町平古字
二三四	市之原線	六之郭三九番一地先から三重県 いなべ市員弁町市之原字白岩谷 二三三二番四地先まで
二三四	(略)	(略)
二二三	(略)	(略)
二二〇	市道暮明	三重県いなべ市員弁町平古字
二二〇	市之原線	六之郭三九番一地先から三重県 いなべ市員弁町市之原字白岩谷二三 三二番四七地先まで
二二三	(略)	(略)
二二三	(略)	(略)

第十二号様式の二及び第十二号様式の三を次のように改める。

第 12 号様式の 2 (第 12 条の 4 関係)

緊急自動車運転資格審査申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> 三重県公安委員会 様																
氏名・生年月日													年 月 日			
住 所																
審査に係る緊急自動車の種類			大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪													
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会名		公安委員会													
	交 付 年 月 日		年 月 日			有効期限			年 月 日							
	免 許 証 番 号		第 号													
	第一種 免 許	二・小・原		年 月 日												
		そ の 他		年 月 日												
	第 二 種 免 許		年 月 日													
	免 許 の 種 類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
免 許 の 条 件																
緊急自動車の使用者		所 在 地		(電話 局 一 番)												
		職 名														
		氏 名														

備考 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類は、該当するものを○で囲むこと。
(規格 A 4)

第12号様式の3 (第12条の4関係)

緊急自動車運転資格記載申請書																	
												年	月	日			
三重県公安委員会 様																	
氏名・生年月日														年	月	日	
記載申請の理由				運転免許を受けていた 運転免許証を再交付されたため、 期間が法定期間に達し その他、 しているため													
審査合格年月日				年 月 日													
審査公安委員会				公安委員会													
緊急自動車の種類				大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪													
現に受けている免許	交付公安委員会名			公安委員会													
	交付年月日			年 月 日			有効期限			年 月 日							
	免許証番号			第 号													
	第一種免許	二・小・原		年 月 日													
		その他		年 月 日													
	第二種免許			年 月 日													
	免許の種類			大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大
			型	型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	二
緊急自動車の使用者	所在地			(電話 局 一 番)													
	職名																
	氏名																

- 備考 1 審査合格年月日及び審査公安委員会欄は、運転免許証を再交付されたため記載を必要とする場合のみ記載すること。
 2 記載申請の理由、緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。

(規格A4)

第十一号様式を次のように改める。

第 21 号様式 (第 32 条関係)

(表)

審査登録番号										J 3
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----

受 付 印

受 審 番 号

限定解除 (条件変更) 審査申請書											
三重県公安委員会 殿						年 月 日					
限定解除 (条件変更) 審査を 受けようとする免許の条件						連 絡 先					
						電話					
フリガナ						生 年 月 日					
氏 名						年 月 日					
登 録 票											
① 資料区分				条 変							
				58							
③ 免許証番号											
④ 登録年月日号				令和		年 月 日 -					
				5							
⑥ 生 年 月 日				大 正		昭 和		平 成		令 和	
				2		3		4		5	
										⑦ 性別	
										男 女	
										1 2	
⑫ 変更後の免許条件											
新 しく 付 与 す る (身 体 障 害 者) 限 定 条 件											

注 インク類で太線のなかだけ記載すること。

第 号 年 月 日 技能合格

(裏)

適性検査記録										聴 適 視	力 否 野	運 動 能 力	適 色 彩 能 力	左 右 合 計	度 度 度	合 否
視 力	裸 眼	右	矯 正	眼鏡	右	深 視 力	1 回	cm	力 否							
		左		左	2 回		cm									
		両		コン タン クズ	両		3 回	cm								
				計	cm											
備考																

証紙確認 (消印) 欄

(収入証紙は別に定められた納付書に貼り、この欄には貼らないこと)				

第二十一号様式の四を第二十一号様式の五とし、第二十一号様式の三を第二十一号様式の四とし、第二十一号様式の二を第二十一号様式の三とし、第二十一号様式の次に次の二様式を加える。

第 21 号様式の 2 (第 32 条の 2 関係)

(表)

審査登録番号										J 3
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----

受 付 印

受 審 番 号

運転免許条件申請書															
三重県公安委員会 殿						年 月 日									
付 与 (変 更) を 受 け よ う と す る 条 件								連 絡 先							
								電話							
フリガナ						生 年 月 日									
氏 名						年 月 日									
登 録 票															
① 資 料 区 分		条 変													
		58													
③ 免 許 証 番 号															
④ 登 録 年 月 日 号 番 号		令和		年 月 日 -											
		5													
⑥ 生 年 月 日		大 正		昭 和		平 成		令 和		年 月 日		⑦ 性 別		男 女	
		2		3		4		5				1		2	
⑫ 変 更 後 の 免 許 条 件															
限 定 解 除															
審 査 の 結 果 等															

注 インク類で太線のなかだけ記載すること。

第 号 年 月 日 技能合格

(裏)

証 紙 確 認 (消 印) 欄

(収入証紙は別に定められた納付書に貼り、この欄には貼らないこと)				

第111号様式を次のように改める。

第22号様式 削除

第115号様式の十二から第115号様式の十三の二までを次のように改める。

第25号様式の12（第37条の11関係）

	番号	第 号								
<p>高齢者講習受講申請書</p> <p>（実車指導を含む講習）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三重県公安委員会 様</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習を受講したいので申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">講 習 区 分</td> <td> <input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳未満） <input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳以上） <input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習 </td> </tr> </table>			住 所		氏 名		生 年 月 日	年 月 日	講 習 区 分	<input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳未満） <input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳以上） <input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習
住 所										
氏 名										
生 年 月 日	年 月 日									
講 習 区 分	<input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳未満） <input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳以上） <input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習									
手数料証紙はり付欄										

（規格A4）

第25号様式の12の2（第37条の11関係）

	番号	第 号								
<p>高齢者講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書</p> <p>（実車指導を含む講習）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三重県公安委員会 様</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習を受講したいので申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">講 習 区 分</td> <td> <input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳未満） <input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳以上） </td> </tr> </table>			住 所		氏 名		生 年 月 日	年 月 日	講 習 区 分	<input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳未満） <input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳以上）
住 所										
氏 名										
生 年 月 日	年 月 日									
講 習 区 分	<input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳未満） <input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳以上）									
手数料証紙はり付欄										

(規格A4)

第25号様式の13（第37条の11関係）

	番号	第 号								
<p>高齢者講習受講申請書 (実車指導を含まない講習)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三重県公安委員会 様</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習を受講したいので申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>講 習 区 分</td> <td> <input type="checkbox"/> 高齢者講習 (75歳未満) <input type="checkbox"/> 高齢者講習 (75歳以上) <input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習 </td> </tr> </table>			住 所		氏 名		生 年 月 日	年 月 日	講 習 区 分	<input type="checkbox"/> 高齢者講習 (75歳未満) <input type="checkbox"/> 高齢者講習 (75歳以上) <input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習
住 所										
氏 名										
生 年 月 日	年 月 日									
講 習 区 分	<input type="checkbox"/> 高齢者講習 (75歳未満) <input type="checkbox"/> 高齢者講習 (75歳以上) <input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習									
手数料証紙はり付欄										

(規格A4)

第25号様式の13の2（第37条の11関係）

	番号	第 号								
<p>高齢者講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書 （実車指導を含まない講習）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三重県公安委員会 様</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習を受講したいので申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>講 習 区 分</td> <td> <input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳未満） <input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳以上） </td> </tr> </table>			住 所		氏 名		生 年 月 日	年 月 日	講 習 区 分	<input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳未満） <input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳以上）
住 所										
氏 名										
生 年 月 日	年 月 日									
講 習 区 分	<input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳未満） <input type="checkbox"/> 高齢者講習（75歳以上）									
手数料証紙はり付欄										

（規格A4）

第二十五号様式の十九を削る。

第二十五号様式の十八を第二十五号様式の十九とし、第二十五号様式の十七を第二十五号様式の十八とし、第二十五号様式の十六を第二十五号様式の十七とし、第二十五号様式の十五の次に次の一様式を加える。

第25号様式の16（第37条の13関係）

	番号	第	号						
<p>若年運転者講習受講申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>三重県公安委員会 様</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する講習を受講したいので申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生 年 月 日</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> </table>				住 所		氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所									
氏 名									
生 年 月 日	年 月 日								
<p>手数料証紙はり付欄</p>									

(規格A4)

第二十五号様式の二十を削る。

第二十五号様式の二十一を第二十五号様式の二十とし、次のように改める。

第25号様式の20（第37条の15関係）

	番号	第 号								
<p>認知機能検査受検申出書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>三重県公安委員会 様</p> <p>道路交通法第97条の2第1項第3号イ、同法第101条の4第2項又は同法第101条の7第1項に規定する認知機能検査の受検を申し出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生 年 月 日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">検 査 区 分</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 臨時認知機能検査 <input type="checkbox"/> 更新時認知機能検査 </td> </tr> </table>			住 所		氏 名		生 年 月 日	年 月 日	検 査 区 分	<input type="checkbox"/> 臨時認知機能検査 <input type="checkbox"/> 更新時認知機能検査
住 所										
氏 名										
生 年 月 日	年 月 日									
検 査 区 分	<input type="checkbox"/> 臨時認知機能検査 <input type="checkbox"/> 更新時認知機能検査									
手 数 料 証 紙 は り 付 欄										

(規格A4)

第115号様式の11十の次に次の1様式を加える。

第25号様式の21（第37条の16関係）

	番号	第 号						
<p>運転技能検査受検申出書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>三重県公安委員会 様</p> <p>道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は同法第101条の4第3項に規定する運転技能検査の受検を申し出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>			住 所		氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所								
氏 名								
生 年 月 日	年 月 日							
<p>手数料証紙はり付欄</p>								

(規格A4)

附 則

この規則は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、同年四月一日から施行する。

認知機能検査に係る講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年四月一日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

三重県公安委員会規則第三号

認知機能検査に係る講習に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査に係る講習に関する規則（平成二十一年三重県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>認知機能検査員に係る講習に関する規則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、三重県公安委員会が行う介護保険法第八条第十六項に規定する記憶機能及びその他の認知機能に関する検査(以下「認知機能検査」という。)の実施に必要な技能及び知識に関する講習(以下「認知機能検査員講習」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(講習)</p> <p>第二条 認知機能検査員講習は、<u>二十一歳以上</u>の者に対して行うものとする。</p> <p>2 認知機能検査員講習は、次の各号に掲げる項目について行い、その講習時間は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 認知機能検査の実施方法 <u>百五十分</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に規定する講習等を終了した旨が記載されている書面を提出することにより、前項第一号及び第一号に掲げる項目の講習を省略することができる。</p> <p>一 認知機能検査の導入に当たり自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員補充講習を完了した者</p> <p>二 前号の者が補充講習の内容を伝達することによる講習(伝達補充講習)を終了した者</p> <p>三 <u>平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修を終了した者</u></p> <p>四 <u>平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に自動車安全運転センターが実施した新任運転適性指導員研修又は運転適性講習指導員研修を終了した者</u></p> <p>(受講申請)</p> <p>第三条 認知機能検査員講習を受けようとする者は、認知機能検査員講習受講申請書(別記様式第一号)を提出するものとする。</p> <p>(終了証明書の交付)</p> <p>第四条 公安委員会は、<u>認知機能検査員講習を終了した</u></p>	<p>認知機能検査に係る講習に関する規則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、三重県公安委員会が行う介護保険法第八条第十六項に規定する記憶機能及びその他の認知機能に関する検査(以下「認知機能検査」という。)の実施に必要な技能及び知識に関する講習(以下「認知機能検査講習」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(講習)</p> <p>第二条 認知機能検査講習は、<u>二十五歳以上</u>の者に対して行うものとする。</p> <p>2 認知機能検査講習は、次の各号に掲げる項目について行い、その講習時間は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 認知機能検査の実施方法 <u>百八十分</u></p> <p>(受講申請)</p> <p>第三条 認知機能検査講習を受けようとする者は、<u>認知機能検査講習受講申請書(別記様式第一号)を提出するものとする。</u></p> <p>(終了証明書の交付)</p> <p>第四条 公安委員会は、<u>認知機能検査講習を終了した者</u></p>

<p>者に対して、<u>認知機能検査員講習終了証明書</u>（別記様式第二号）を交付するものとする。</p> <p>（公示の方法）</p>	<p>に対して、<u>認知機能検査講習終了証明書</u>（別記様式第二号）を交付するものとする。</p> <p>（公示の方法）</p>
<p>第五条 公安委員会は、<u>認知機能検査員講習</u>を実施しようとするときは、日時、場所等その他必要な事項を公安委員会の掲示板に掲示して公示するものとする。</p> <p>（雑則）</p>	<p>第五条 公安委員会は、<u>認知機能検査講習</u>を実施しようとするときは、日時、場所等その他必要な事項を公安委員会の掲示板に掲示して公示するものとする。</p> <p>（雑則）</p>
<p>第六条 この規則に定めるもののほか、<u>認知機能検査員講習</u>の実施に必要な事項は別に定める。</p>	<p>第六条 この規則に定めるもののほか、<u>認知機能検査講習</u>の実施に必要な事項は別に定める。</p>

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第1号（第3条関係）

	番号	第	号								
<p>認知機能検査員講習受講申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>三重県公安委員会 様</p> <p>認知機能検査員に係る講習に関する規則に規定する認知機能検査員講習を受講したいので申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日（ 歳）</td> </tr> <tr> <td>自動車安全運転センター等が行う講習等の受講の有無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">手数料証紙はり付欄</p>				住 所		氏 名		生 年 月 日	年 月 日（ 歳）	自動車安全運転センター等が行う講習等の受講の有無	有 ・ 無
住 所											
氏 名											
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）										
自動車安全運転センター等が行う講習等の受講の有無	有 ・ 無										

備考 自動車安全運転センター等が実施した講習等を受講した者は、同講習等を終了した旨が記載されている書面の写しを添付すること。
 (規格A4)

別記様式第2号（第4条関係）

第	号
認知機能検査員講習終了証明書	
住所	
氏名	
年 月 日生	
<p>上記の者は、 年 月 日、認知機能検査員に係る講習に関する規則に規定する認知機能検査員講習を終了した者であることを証明する。</p>	
年 月 日	
三重県公安委員会	印

(規格A4)

証 証

ハの証証が、令保国母母母十川母母の証証に於て。

告 示

三重県告示第 166 号

次の病院を救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院として認定しました。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

救急病院の名称	救急病院の所在地	認定の効力が生ずる日	認定が効力を有する期限
ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地	令和 3 年 11 月 1 日	令和 5 年 1 月 29 日

三重県告示第 167 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消しました。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所名	事業所の所在地	事業者名	取消年月日	サービスの種類
2470504115	ケア 24 なかよし	津市雲出長常町 1548 番地	株式会社中川	令和 4 年 4 月 1 日	訪問介護

三重県告示第 168 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県社会福祉会館会議室に係る賃貸料の徴収事務を次のとおり委託しました。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
三重県津市桜田町 9 番 10 号
株式会社 三重空調
- 2 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 169 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 50 条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護事業者の指定を取り消しました。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	取消年月日	サービスの種類
2410501718	ケア 24 なかよし	津市雲出長常町 1548 番地	株式会社中川	令和 4 年 4 月 1 日	居宅介護

三重県告示第 170 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号

令和 2 年 9 月 29 日 第 75 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社マイホープ	代表取締役 西口 鉄也	三重県松阪市久保町 1855 番地 985

3 変更内容

農産物検査員が検査を行う農産物の種類の変更

氏名	農産物の種類	証明書番号
西口 鉄也	大豆、小麦、大麦、裸麦、もみ、玄米	K242019570
吉川 和宏	大豆、小麦、大麦、裸麦、もみ、玄米	K242019571

三重県告示第 171 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 19 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の変更登録をしましたので、法第 19 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

令和 2 年 9 月 29 日 第 75 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社マイホープ	代表取締役 西口 鉄也	三重県松阪市久保町 1855 番地 985

3 変更内容

地域登録検査機関が検査を行う農産物の種類

国内産農産物（大豆、小麦、大麦、裸麦、もみ、玄米）

4 変更登録日

令和 4 年 1 月 27 日

三重県告示第 172 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 8 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の業務の廃止の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 29 年 8 月 2 日 第 65 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社ドリームファームズズカ	代表取締役 吉澤 亮介	鈴鹿市柳町千原 1530 番地 3

3 廃止年月日

令和 4 年 3 月 31 日

4 廃止しようとする業務

登録検査機関の業務

三重県告示第 173 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 8 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の業務の廃止の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 7 月 17 日 第 5 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社松阪米穀	代表取締役 堀口 茂男	松阪市清生町 638 番地の 2

3 廃止年月日

令和 4 年 3 月 31 日

4 廃止しようとする業務

登録検査機関の業務

三重県告示第 174 号

特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 17 条第 4 項の規定により、次のとおり公告し、関係書類をこの公告の日から起算して 20 日間縦覧に供します。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案について意見がある場合は、同条第 5 項の規定により、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 地区名

三重保全三期地区

2 目的

藻場の整備及び干潟・浅場の整備に取り組むことにより、効用の低下している漁場の生産力の回復及び水産資源の生息場の環境改善を図る。

3 計画期間

令和 4 年度から令和 13 年度まで

4 計画事業費

7,000 百万円

5 計画内容

藻場の整備 26 h a、干潟・浅場の整備 15 h a

6 縦覧場所

津農林水産事務所、伊勢農林水産事務所及び尾鷲農林水産事務所

三重県告示第 175 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー大黒田店

松阪市大黒田町字西出 1248 番

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号	神代 顕彰

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	西野 敏哉

- 3 変更年月日
令和2年4月1日
- 4 変更理由
代表者変更のため
- 5 届出の日
令和4年3月17日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和4年4月1日から同年8月1日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第176号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第4条第1項の規定により、建設工事に係る競争入札参加者の資格及び当該資格審査の申請の方法等を次のとおり告示します。

なお、対象となる案件の開札時点において有効な三重県建設工事執行規則(昭和39年三重県規則第16号。以下「規則」といいます。)第4条第3項に規定する三重県建設工事等入札参加資格者名簿に既に記載されている者については、この告示の規定による審査の申請を行う必要はありません。

令和4年4月1日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調達する物品等又は特定役務の種類
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第4号に規定する建設工事に係る特定役務の調達契約(以下「特定調達契約」といいます。)
- 2 競争入札参加者の資格
入札参加資格審査申請者は、以下の要件を満たしている必要があります。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 全ての三重県税、消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。
 - (3) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
 - (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建設業許可を受けているとともに、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(審査基準日が入札参加資格審査申請日の1年7月前の日以後で最新のものに限り)を受けていること。
 - (5) 入札(見積)、契約等に関する権限を支店又は営業所等に委任する場合には、その支店又は営業所等において必要な許可を有していること。
 - (6) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務のない者を除きます。)
- 3 申請の時期及び時間
随時、申請を受け付けます。ただし、三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。
なお、受付時間は午前9時から午後5時までとします。
- 4 提出書類
規則第4条第2項に規定する申請書に次の書類を添付して提出しなければなりません。
- (1) 法人の場合
 - ア 登記事項証明書(申請日以前3月以内に発行したものに限り)。(写し可)
 - イ 納税証明書及び納税確認書(申請日以前3月以内に発行したものに限り)。(写し可)
 - ウ 建設業許可証明書(写し可)

- エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請時において有効期限内で最新のものに限り
ます。）
 - オ 印鑑証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。）（写し可）
 - カ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
 - キ その他知事が必要と認めた書類
- (2) 個人の場合
- ア 身分証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。）（写し可）
 - イ 納税証明書及び納税確認書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。）（写し可）
 - ウ 建設業許可証明書（写し可）
 - エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請時において有効期限内で最新のものに限り
ます。）
 - オ 印鑑（登録）証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。）（写し可）
 - カ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
 - キ その他知事が必要と認めた書類
- 5 受付場所
- 郵便番号 514-8570
津市広明町 13 番地
三重県県土整備部建設業課
電話 059-224-2723 ファクシミリ 059-224-3290
- 6 提出方法
- 持参によります。
- 7 申請書等の作成に用いる言語
- 申請書は、日本語で作成してください。
なお、その他の書類で外国語で記載されたものには、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。
- 8 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間、変更の届出及び資格の有効期間の更新手続
- (1) 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間
入札参加資格認定の日から令和5年3月31日までとします。
 - (2) 変更の届出
規則第5条の規定によります。
 - (3) 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間の更新手続
更新手続はありません。
- 9 申請者への資格審査結果の通知
- 資格審査の結果は、文書にて通知（郵送）します。

三重県告示第 177 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和4年4月1日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 施行者の名称
四日市市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
四日市都市計画下水道事業
流域関連四日市市第19号公共下水道
- 3 事業施行期間
平成2年3月27日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

平成元年三重県告示第488号、平成2年三重県告示第228号、平成6年三重県告示第396号、平成6年三重県告示第483号、平成8年三重県告示第229号、平成9年三重県告示第930号、平成9年三重県告示第1166号、平成12年三重県告示第622号、平成14年三重県告示第458号、平成17年三重県告示第159号、平成19年三重県告示第481号、平成26年三重県告示第211号及び平成29年三重県告示第217号の事業地のうち、楠町北一色字江通、楠町本郷字大形及び字利平及び楠町南五味塚字地先及び字中島地内において事業地を変更し楠町吉崎字一之割を削除する。

三重県告示第 178 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 施行者の名称

亀山市

2 都市計画事業の種類及び名称

亀山都市計画下水道事業

流域関連亀山市公共下水道

3 事業施行期間

平成 6 年 9 月 26 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 29 年三重県告示第 219 号の事業地に大字川崎町字青、字貢、字赤崩、字堂殿、字野畑、字松葉及び字乳母、大字田村町字東野、字若宮及び字西川原、大字太森町字高頭、字岩森、字笠松、字南川原、字下川原、字東裏、字上福地及び字太田、大字長明寺町字大一色、字大門、字中一色、字太郎四及び字上ノ田、大字和田町字山城、大字阿野田町字西上野山及び字城脇、大字菅内町字定脇、大字中庄町字北山、大字安知本町字東蔵瀬古、字神事谷及び字五大導、大字住山町字下古野、大字田茂町字四ツ辻並びに大字下庄町字西山を加え、大字川崎町字上垣内、字金瀬、字瀬達、字下川原、字下僧仏及び字六反田、大字能褒野町字能褒野及び字大野、大字田村町字大野、字奥条、字中尾、字西山、字東山、字鷹ヶ尾、字東条及び字御堂前、大字太森町字岩山谷、大字長明寺町字池ノ谷、大字川合町字八ツ八、字椎木、字今里、字長妻及び字南中の山、大字栄町字柴戸、大字椿世町字西松、大字和田町字下前田及び字垣内、大字天神一丁目、大字天神三丁目、大字天神四丁目、大字和賀町、大字阿野田町字西ヶ谷、字辰己谷、字二本松、字茂谷及び字門垣内、大字御幸町字東角及び字貝戸部、大字東御幸町字川原及び字島田、大字野村四丁目、大字住山町字葛城、大字羽若町字広茂、大字布気町字山子及び字大岨、大字太岡寺町字菅谷、字上野、字西谷及び字鳥池、大字小野町字木ノ下、大字関町木崎字三日城及び字町南並びに大字関町新所字宿屋及び字東町北地内において事業地を変更する。

三重県告示第 179 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 施行者の名称

伊賀市

2 都市計画事業の種類及び名称

伊賀都市計画下水道事業

伊賀市公共下水道（新都市処理区）

伊賀市特定環境保全公共下水道（希望ヶ丘処理区）

伊賀市特定環境保全公共下水道（西部処理区）

伊賀市特定環境保全公共下水道（柘植処理区）

伊賀市特定環境保全公共下水道（河合処理区）

3 事業施行期間

平成3年2月5日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成3年三重県告示第80号、平成3年三重県告示第386号、平成5年三重県告示第90号、平成5年三重県告示第662号、平成9年三重県告示第984号、平成14年三重県告示第806号、平成14年三重県告示第807号、平成16年三重県告示第194号、平成18年三重県告示第123号、平成20年三重県告示第188号の事業地の伊賀市大字西之澤字野田及び大字石川字北峰を削除し、伊賀市ゆめが丘七丁目、希望ヶ丘西一丁目、大字柘植町字加茂、字勘定掛、字上山之田、字下山之田、字黒杭、字口中山、字岸之浦、字上北浦、字打越、字北浦、字北古田、字棚田、字宮ノ前、字忽田、字水落、字戸代田、字株榎、字寺山、字下北浦、字下馬場谷、字下逆塩、字中郷、字浦出、字荒神平、字平尾、字拝野、字安田、字桁林、字崩、字石ヶ畑、字丸内及び字宮ノ谷、大字上村字中郷、字宮ノ谷、字城之東、字西之森、字宮之前及び字上之垣内、大字野村字馬之瀬、字中ノ屋敷及び字安田、大字中柘植字東畑、字北出、字南出、字塚原及び字宮谷、大字下柘植字川村、字宮谷、字惚井、字白子尾、字圭之後、字小坂、字広畑、字細田、字道垣内、字市川原、字中出構、字畑山、字南出構、字西堀、字城山、字馬場、字四反田、字物堂、字駒田及び字段木、大字楯岡字屋形塚、字中出、字越前及び字西ノ山、大字新堂字三屏風、字揃田、字一本木、字鳥喰、字九反坪、字中出、字三反田及び字谷口、大字御代字瀬戸、字上川原、字沢、字三構及び字西垣内、大字愛田字日置向、字稲首、字構谷、字小林、字大畑、字鯛中、字小柳、字宮ノ前、字長尾、字向、字堂谷、字外谷及び字南浦、大字柏野字松谷、字池ノ谷、字宮ノ前、字前沖及び字西沖、大字川西字西塚脇、字飛鳥、字金谷弘、字将ノ内、字法円寺、字金谷、字鳥井山、字山之神、字東居付及び字高田、大字西之澤字天道、字花地藏、字屋敷、字一本木、字荒打及び字上ノ段、大字石川字阿保、字北出、字片岨、字倉谷、字芝出及び字長谷、大字千貝字西里中、字東里中及び字宮之東、大字馬田字登龍、字焼尾、字二町田、字稲端、字宮ノ谷及び字澤田、大字田中字向出、字堂之久保、字村山及び字前出、大字馬場字大房、字小倉及び字田藤、大字波敷野字大谷、字里及び字大林、大字川合字土穴、字羽廣、字割尾、字城、字東谷、字上山、字三蓋、字船戸、字市場、字溝田及び字東山、大字阿山ハイツ並びに大字円徳院字北垣内、字向出、字東山、字古屋敷、字南中溝、字下川原及び字上川原地内において事業地を変更する。

三重県告示第180号

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年三重県条例第67号）第3条第1項の知事が指定する土地の区域及び同条例第4条第1項第2号の予定建築物等の用途を次のとおり変更しましたので、同条例第3条第5項（同条例第4条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同条例第3条第3項の規定により告示します。

令和4年4月1日

三重県知事 一見勝之

1 指定の変更をした土地の区域及び予定建築物等の用途

いなべ市

指定の変更区域の名称	指定の変更区域の土地の区域	指定した予定建築物等の用途
いー1	畑新田地区（次の図に示す部分に限る。）	自己の居住以外の用に供する一戸建て専用住宅
いー2	畑新田地区及び大泉新田地区（次の図に示す部分に限る。）	〃
いー3	大泉新田地区（次の図に示す部分に限る。）	〃
いー4	松之木地区、岡丁田地区及び暮明地区（次の図に示す部分に限る。）	〃
いー5	大泉地区（次の図に示す部分に限る。）	〃
いー6	北金井地区（次の図に示す部分に限る。）	〃

いー7	東一色地区、大泉地区及び西方地区（次の図に示す部分に限る。）	〃
いー8	笠田新田地区（次の図に示す部分に限る。）	〃
いー9	楚原地区（次の図に示す部分に限る。）	〃
いー10	下笠田地区（次の図に示す部分に限る。）	〃
いー11	上笠田地区（次の図に示す部分に限る。）	〃

（「次の図」は省略し、その図面を三重県県土整備部建築開発課、三重県桑名建設事務所建築開発室及びいなべ市都市整備部都市整備課に備え置いて縦覧に供します。）

2 土地の区域及び予定建築物等の用途の指定の変更日

令和4年4月1日

三重県告示第 181 号

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年三重県条例第67号）第3条第1項の知事が指定する土地の区域及び同条例第4条第1項第2号の予定建築物等の用途を次のとおり変更しましたので、同条例第3条第5項（同条例第4条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同条例第3条第3項の規定により告示します。

令和4年4月1日

三重県知事 一見勝之

1 指定の変更をした土地の区域及び予定建築物等の用途
菰野町

指定の変更区域の名称	指定の変更区域の土地の区域	指定した予定建築物等の用途
菰一	柳林地区（次の図に示す部分に限る。）	自己の居住以外の用に供する一戸建て専用住宅

（「次の図」は省略し、その図面を三重県県土整備部建築開発課、三重県四日市建設事務所建築開発室及び菰野町都市整備課に備え置いて縦覧に供します。）

2 土地の区域及び予定建築物等の用途の指定の変更日

令和4年4月1日

三重県告示第 182 号

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年三重県条例第67号）第3条第1項の知事が指定する土地の区域及び同条例第4条第1項第2号の予定建築物等の用途を次のとおり変更しましたので、同条例第3条第5項（同条例第4条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同条例第3条第3項の規定により告示します。

令和4年4月1日

三重県知事 一見勝之

1 指定の変更をした土地の区域及び予定建築物等の用途
東員町

指定の変更区域の名称	指定の変更区域の土地の区域	指定した予定建築物等の用途
東一	穴太地区及び筑紫地区（次の図に示す部分に限る。）	自己の居住以外の用に供する一戸建て専用住宅
東二	穴太地区及び六把野新田地区（次の図に示す部分に限る。）	〃
東三	瀬古泉地区（次の図に示す部分に限る。）	〃
東四	山田地区（次の図に示す部分に限る。）	〃
東五	山田地区及び六把野新田地区（次の図に示す部分に限る。）	〃
東六	八幡新田地区及び鳥取地区（次の図に示す部分に限る。）	〃
東七	大木地区及び鳥取地区（次の図に示す部分に限る。）	〃
東八	大木地区（次の図に示す部分に限る。）	〃

東一9	北大社地区（次の図に示す部分に限る。）	〃
-----	---------------------	---

（「次の図」は省略し、その図面を三重県県土整備部建築開発課、三重県桑名建設事務所建築開発室及び東員町建設課に備え置いて縦覧に供します。）

2 土地の区域及び予定建築物等の用途の指定の変更日

令和4年4月1日

三重県告示第 183 号

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年三重県条例第67号）第6条第1項の知事が指定する土地の区域を次のとおり変更しましたので、同条例第6条第2項において準用する同条例第3条第5項において準用する同条例第3条第3項の規定により告示します。

令和4年4月1日

三重県知事 一見勝之

1 指定の変更をした土地の区域

東員町

指定の変更区域の名称	指定の変更区域の土地の区域
東一10	南大社地区（次の図に示す部分に限る。）
東一11	長深地区（次の図に示す部分に限る。）
東一12	中上地区（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を三重県県土整備部建築開発課、三重県桑名建設事務所建築開発室及び東員町建設課に備え置いて縦覧に供します。）

2 土地の区域の指定の変更日

令和4年4月1日

三重県告示第 184 号

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年三重県条例第67号）第3条第1項の知事が指定する土地の区域を次のとおり変更しましたので、同条例第3条第5項において準用する同条例第3条第3項の規定により告示します。

令和4年4月1日

三重県知事 一見勝之

1 指定の変更をした土地の区域

木曾岬町

指定の変更区域の名称	指定の変更区域の土地の区域
木一1	新加路戸地区、上加路戸地区、上見入地区、東見入地区、辰高地区、上和泉地区、下和泉地区、富田子地区、中和泉地区及び小和泉地区（次の図に示す部分に限る。）
木一2	上加路戸地区、中加路戸地区、大新田地区、近江島地区、田代地区、雁ヶ地地区、脇付地区、福崎地区、豊崎地区及び川先地区（次の図に示す部分に限る。）
木一3	外平喜地区、西対海地区、下見入地区及び小林地区（次の図に示す部分に限る。）
木一4	小和泉地区及び中和泉地区（次の図に示す部分に限る。）
木一5	雁ヶ地地区（次の図に示す部分に限る。）
木一6	白鷺地区、源緑地区、上藤里地区、下藤里地区及び松永地区（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を三重県県土整備部建築開発課、三重県桑名建設事務所建築開発室及び木曾岬町総務政策課に備え置いて縦覧に供します。）

2 土地の区域の指定の変更日

令和4年4月1日

三重県告示第 185 号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第4条第1項の規定により、物件等入札に係る競争入札参加者の資格を、次のとおり告示します。

令和4年4月1日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する物品等又は同条第4号に規定する特定役務
- 2 入札参加に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければなりません。
 - (1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (6) 実施する入札ごとに入札公告で定める資格を有する者であること。
- 3 入札参加申請の方法
入札ごとに入札公告において、参加に必要な書類及び提出先を示します。
- 4 資格の有効期間
参加を申請した入札のみ有効とします。
- 5 資格の有効期間の更新手続
更新手続は、ありません。

三重県告示第186号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、齋宮歴史博物館の観覧券販売に係る使用料及び特別展図録販売に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和4年4月1日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
三重県多気郡明和町大字齋宮 2811 番地
公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会
- 2 委託の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

三重県告示第187号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、パーキング・メーター及びパーキング・チケット作動手数料の収納事務を次のとおり委託しました。

令和4年4月1日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
津市栄町一丁目 954 番地
一般財団法人三重県交通安全協会
- 2 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和4年4月1日

三重県知事 一 見 勝 之

度会町土地改良区（度会郡度会町棚橋 1215 番地 1）

退任監事

度会郡度会町脇出296番地

青 木 民 夫

就任監事

度会郡度会町川口1188番地

掛 橋 周 樹

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、雲出井土地改良区（津市高茶屋小森町字向山 1732-11）の定款の変更を認可しました。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、高郷井土地改良区（津市高茶屋三丁目 25-6）の定款の変更を認可しました。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、松阪東黒部土地改良区（松阪市東黒部町 628 番地 3）の定款の変更を認可しました。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
三重県全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
三重県全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（航空重力測量）

- 2 作業期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
三重県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、中日本高速道路株式会社名古屋支社津高速道路事務所長から通知がありました。

令和4年4月1日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び路線測量）
- 2 作業期間
令和4年3月22日から同年7月14日まで
- 3 作業地域
多気郡大台町の一部及び度会郡大紀町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和4年4月1日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年4月1日から同年8月8日まで
- 3 作業地域
いなべ市北勢町畑毛

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年2月25日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和4年4月1日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量、数値図化及び航空レーザ測量）
- 2 作業地域
四日市市の一部、桑名市の一部、いなべ市の一部、桑名郡木曾岬町の一部、三重郡朝日町の一部及び同郡川越町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年3月10日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局四日市港湾事務所長から通知がありました。

令和4年4月1日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 2 作業地域
四日市市北ふ頭、同市霞二丁目、同市霞二丁目地先、同市千歳町地先、同市新正、同市羽津甲及び同市富田浜町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年3月11日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和4年4月1日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び用地測量）
- 2 作業地域
四日市市河原田町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 3 月 11 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び用地測量）
- 2 作業地域
松阪市高町及び同市東黒部町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 10 月 26 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、地形測量及び路線測量）
- 2 作業地域
松阪市飯高町森

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 3 月 11 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（一級水準測量）
- 2 作業地域
四日市市、桑名市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 3 月 15 日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業地域
津市美杉町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 4 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 3 月 17 日	伊勢市小木町字出淵 674-1 ほか 4 筆ほか	福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10-1 第一福岡ビル S 館 4 階 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

令和4年 3月17日	伊勢市小俣町湯田 465 ほか1筆	松阪市高町 450-1 丸亀不動産有限会社 代表取締役 竹上 秀洋
令和4年 3月17日	員弁郡東員町大字山田字木之倉 2875	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目16-4 チサンマンション丸の内第6-401 エスワイトラスト不動産株式会社 代表取締役 安海 章太郎
令和4年 3月17日	三重郡菰野町大字大強原字広表 3266-7	三重郡菰野町大字大強原 3266-3 吉原 健太
令和4年 3月18日	三重郡朝日町大字柿字山王谷 2340-7 ほか2筆	三重郡朝日町大字柿 2608 柿澤 伴紀 三重郡朝日町大字柿 1995 荒木 良二

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和4年4月1日

三重県知事 一見 勝之

1 受付期間

令和4年4月1日（金）から同月30日（土）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和4年6月1日（水）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

- 北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1
- 中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合
〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目5-1 エトアール津 102
- 南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体
〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブロック名	地区名	県営住宅名	戸数(優先戸数)	
北勢ブロック	桑名	川成（一般・単身可）	1	
		川越	豊田一色（一般）	1
	四日市		高見ヒルズ（一般・単身可）	2 (1)
			あこず（高齢者・単身可）	2
			笹川（子育向）	1
			笹川（高齢者・単身可）	1
			笹川（一般・単身可）	2 (1)
			笹川第二（子育向）	1
			笹川第二（一般・単身可）	1
			河原田（高齢者・単身可）	1
			河原田（一般・単身可）	1
			鈴鹿	
	桜島（高齢者・単身可）	1		
	桜島（一般・単身可）	2 (1)		

中勢伊賀 ブロック	津	千里（高齢者・単身可）	1
		サンシャイン千里（一般）	1
		白塚（高齢者・単身可）	1
		白塚（一般・単身可）	1
		一身田（高齢者・単身可）	1
		神戸（一般・単身可）	1
		結城（高齢者・単身可）	1
	伊賀	服部（一般・単身可）	1
		カーサ上野（一般）	2（1）
南勢ブロック	松阪	五反田（一般・単身可）	1
		粥田（一般・単身可）	2（1）
		和屋（身障者）	1
		上川第二（高齢者・単身可）	1
	伊勢	旭（高齢者・単身可）	1
		城田（一般・単身可）	1
		西豊浜（一般・単身可）	1
		五十鈴川（身障者）	1
東紀州 ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	2（1）
	熊野	井土（身障者）	1
	御浜	オレンジハイツ御浜（一般）	1

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚約者、同性パートナー及び内縁関係にあるものを含む。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。
 - (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
 - (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの
 - イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）
 - エ イに掲げる者の連帯保証人であった者
- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
 - イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該住宅の明渡しのあつた日の翌日から2年を経過していないこと。
 - エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であつて、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 連帯保証人を2人立てること（連帯保証人が1人でもよい場合又は連帯保証人が免除される場合があります。）。

(7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年4月1日

三重県警察本部長 佐野朋毅

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県警察通信指令システム再構築及び賃貸借契約

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和11年2月28日（水）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式）による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)及び(2)に掲げる申請書等を令和4年5月13日(金)17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(3)及び(4)に掲げる書類を令和4年7月4日(月)17時までに、5(1)の場所に提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
- (2) 提案書等提出申請書
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 市川
電話 059-222-0110(内線)2262 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和4年6月30日(木)まで調達システムにより提供します。

(5) 三重県警察通信指令システム仕様書の配布方法

(1)の場所で、令和4年4月1日(金)から同年5月13日(金)までの午前9時から午後5時まで配布します。

(6) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年6月3日(金)までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年6月3日(金)までに通知書を発送します。

(7) 技術提案書等提出の日時及び場所

ア 日時 令和4年6月3日(金)8時30分から同月10日(金)17時まで

イ 場所 〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係

ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、(1)に掲げる担当部局に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送の場合は、封筒等の外側に「三重県警察通信指令システム再構築及び賃貸借契約提案書等在中」と記載してください。

(8) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程 令和4年6月20日(月)予定

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は60分とし、うち説明は45分以内とします。

エ 出席者は説明者を含め5名以内とします。出席者にはできるだけプロジェクト参加予定者を含むようにしてください。

(9) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年6月30日(木)14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年6月30日(木)14時30分まで

なお、三重県庁内郵便局へは令和4年6月22日(水)から同月30日(木)14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地

宛 先 津塔世橋郵便局留

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 三重県警察通信指令システム再構築及び賃貸借契約入札書在中

(10) 開札の日時及び場所

日時 令和4年6月30日(木)15時

場所 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課調達係

(11) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において別記「落札候補者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Construction and a lease contract of Mie Prefectural Police Communication System

(2) Submission of Proposal :

Paper proposals submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between, 8:30 A.M. on Friday, June, 3, 2022 and 5:00 P.M. on Friday, June 10, 2022.

(3) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday, June 30, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, June 22, 2022 and 2:30 P.M. on Thursday, June 30, 2022.

(4) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Thursday, June 30, 2022.

(5) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters.

1-100 Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8514, Japan.

TEL:059-222-0110 EXT. 2262

別記「落札候補者決定基準」

提案書評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な業者を選定するために、システム機能面及び入札価格の両方の観点で評価します。

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、三重県警察にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に提案内容の評価を加算する総合評価方式を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とします。

(1) 入札価格等の評価

入札価格等の評価については、後に示す計算式に基づき、入札価格等に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を与えます。

(2) 提案内容の評価

「提案書評価表」に基づき提案内容の評価し、「機能評価点」を与えます。ただし、必須項目に対して記載依頼事項の記述がない場合は、落札候補者としません。

(3) 機能評価点と価格評価点の得点配分

機能評価点と価格評価点の得点配分は、2対1とし、「機能評価点」2,500点、「価格評価点」1,250点の計3,750点満点とします。

- (4) 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法
 (1)及び(2)で評価した「機能評価点」及び「価格評価点」の合計点数が最も高い者を落札候補者とします。
- (5) 合計点の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき。)の対応
 ア 入札者それぞれの「機能評価点」及び「価格評価点」が異なる場合
 「機能評価点」が高い者を落札候補者とします。
 イ 入札者それぞれの「機能評価点」及び「価格評価点」が同じ場合
 当該入札者間で三重県物件等電子調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。
- 2 入札価格の評価
 「価格評価点」は、以下の計算式とします。
 「価格評価点」 $= 2,500 \times (1 - X / K)$
 X：入札価格(円)
 ※ 令和4年度から令和10年度までの年度別価格の総合計が入札価格となります。
 K：評価基準額(円)
 ※ 入札価格及び評価基準額については、全て消費税及び地方消費税を除く金額で計算を行います。
 ※ 有効数字は、小数点以下16桁目までとし、小数点以下17桁目以降は切り捨てます。
- 3 提案内容の評価
 提案内容の評価は提案書に基づいて以下の手順で行います。
- (1) 大項目の設定
 次のとおり大分類を設定します。
 ア 共通事項
 イ 保守
 ウ システムの構築
 エ 機能仕様
- (2) 配点方法
 機能評価点の満点を2,500点として、次のように上記大項目ごとに点数を配点します。
 <配点設定>
- | | | |
|----------------|---|------|
| ア 共通事項 | ： | 100点 |
| イ 保守 | ： | 200点 |
| ウ システムの構築 | ： | 600点 |
| エ 機能仕様 | | |
| 110番情報管理システム | ： | 570点 |
| 緊急配備指揮支援システム | ： | 140点 |
| 地図情報システム | ： | 230点 |
| カーロケータシステム | ： | 280点 |
| 映像表示システム | ： | 150点 |
| 映像配信システム | ： | 60点 |
| 長時間録音システム | ： | 40点 |
| 通信指令ネットワークシステム | ： | 80点 |
| ウェブ110番システム | ： | 50点 |
- (3) 項目加重点の考え方
 評価項目の重要度に応じて、1点～15点の項目加重点を評価項目ごとに設定します。
- (4) 項目評価点の考え方
 評価項目の採点は0～10点までの11段階で評価します。
 「A」の場合は、項目評価点「9点」とします。(特に優れたレベル)
 「B」の場合は、項目評価点「7点」とします。(優れたレベル)
 「C」の場合は、項目評価点「5点」とします。(標準的なレベル)
 「D」の場合は、項目評価点「3点」とします。(やや劣ったレベル)
 「E」の場合は、項目評価点「1点」とします。(劣ったレベル)
 記述の無い場合は、項目評価点「0点」とします。(評価外)
 各評価項目で同点の入札者が2者以上あり、提案内容に明らかな差がみられる場合は、他者とのバランス

を考慮した上で1点加点又は減点します。

(5) 機能評価点の計算

「機能評価点」の計算は、以下の式で求めた調整後項目評価点の合計とします。

調整後項目評価点＝項目加重点×項目評価点

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「価格評価点」及び「機能評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としますが、以下の要件を全て満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格が調達説明書で示した評価基準額以内であること。
- (2) 各年度別見積額が、調達説明書に記載のある各年度の支払限度額以内であること。
- (3) 評価項目のうち、全ての必須項目において、項目評価点が標準的なレベル以上であること。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
